

# 災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

第二版（案）

<第 4 案>

平成 29 年●月●日

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

## 目 次

1. 目的及び位置づけ	1
2. 計画の対象範囲	3
3. 中部ブロックにおける大規模災害	3
3.1. 地震・津波	3
3.2. 火山	7
3.3. 風水害	8
4. 必要とされる広域連携の概要	10
5. 発災前の広域連携の手順	10
5.0. 連携体制の構築	10
5.1. 情報共有	11
5.2. 人材の育成	14
6. 災害応急対応時の広域連携の手順	15
6.0. 連携体制の構築	15
6.1. 情報共有	16
6.2. 人材、資機材の確保	19
6.3. 既存の処理施設の活用	29
6.4. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規程	40
7. 災害復旧・復興時の広域連携の手順	40
7.0. 連携体制の構築	40
7.1. 情報共有	42
7.2. 人材、資機材の確保	45
7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備	48
7.4. 再生資材の利活用	52
7.5. 最終処分場の確保	53
7.6. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規程	56
8. 対応完了後の広域連携の手順	57
8.0. 連携体制の構築	57
8.1. 情報共有	57
8.2. 人材の育成	58
8.3. 再生資材の利活用	58
付則 計画の改定	59

附録 1	今後の課題 .....	60
附録 2	用語集 .....	61

## 1. 目的及び位置づけ

- 1) 本計画では、中部ブロックにおいて県域を越えた連携が必要と想定される代表的な災害を示した上で、県域を越えた連携が必要となった場合に備え、発災前、災害応急対応時、災害復旧・復興時、対応完了後の災害廃棄物対策に関する県域を越えた連携手順のモデルを示すものである。
- 2) 本計画は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会（以下、協議会という）構成員の合意に基づき策定した計画であり、本計画に基づき、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で県域を越えた連携を行うものとする。
- 3) 本計画は現時点における想定を踏まえて、策定したものであり、実際に起こる災害の状況により、本計画に基づく対応が困難となる事態が発生する可能性を否定できない。そのような事態が発生した場合には、対応が困難となった主体を中部地方環境事務所、環境省本省及び余力のある主体が支援しつつ、臨機応変に最善を尽くすこととする。
- 4) 本計画は、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて随時見直す。
- 5) なお、本計画は図 1 に示す大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画に位置づけられる。

※中部ブロック：富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の範囲をいう。

※県域を越えた連携が必要と想定される災害：以下「大規模災害」という。

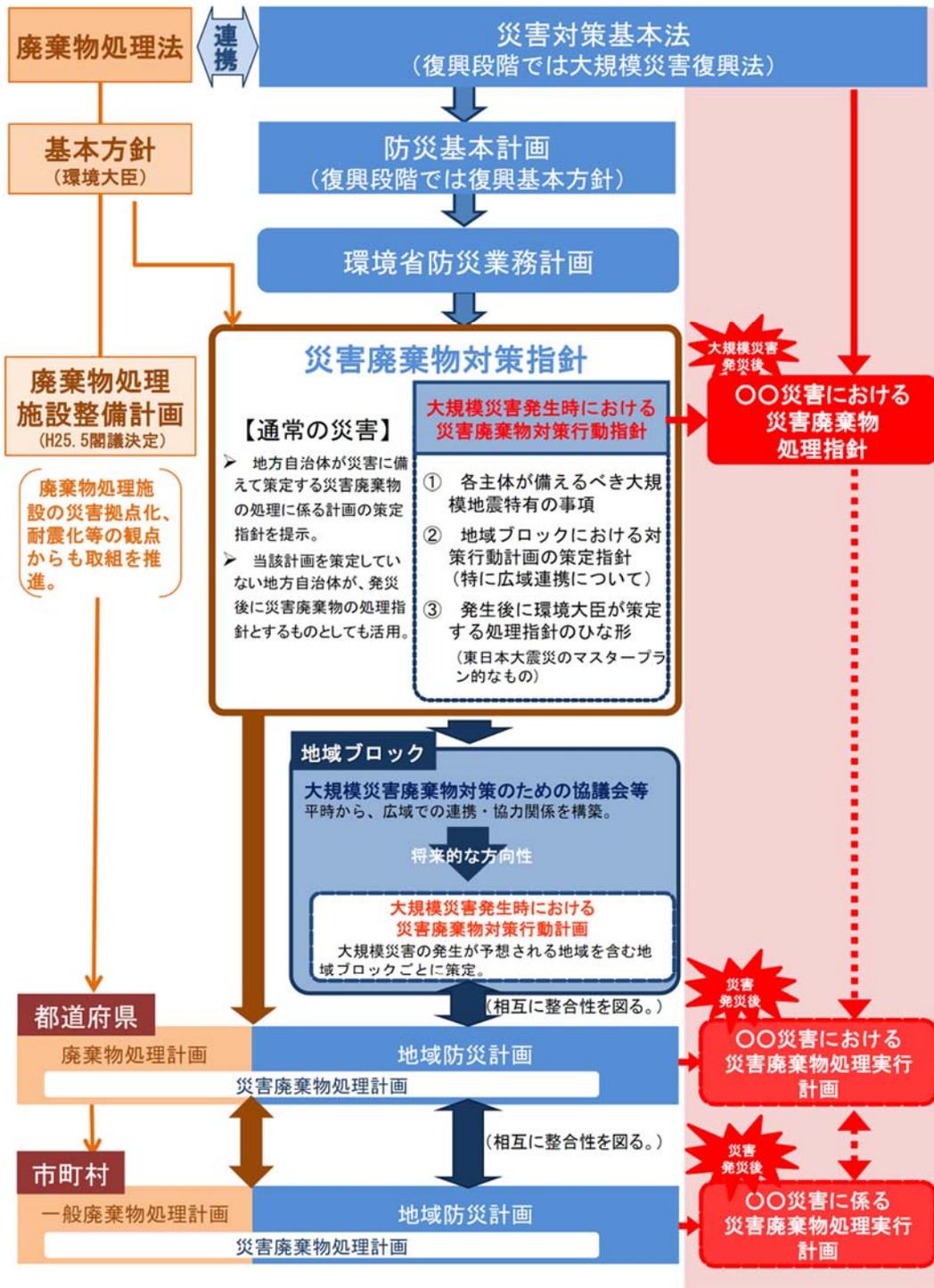


図 1 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図

出典：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

## 2. 計画の対象範囲

- 1) 本計画では、県域を越えた連携を中心に記載する。
- 2) 県、市町村の管轄内で対応可能な事項、県内の連携で対応可能な事項は、災害廃棄物処理計画に記載されることを前提に、本計画では記載しない。
- 3) 県、市町村が本計画とは別に協定等に基づき県域を越えた連携を行うことを本計画が妨げるものではない。

※県域を越えた連携：以下「広域連携」という。

## 3. 中部ブロックにおける大規模災害

- 1) 中部ブロックにおける大規模災害として、想定被害範囲が県境をまたぐ災害について、災害名称、被害が想定される県、支援が期待される県等について以下の通り整理した。
- 2) 支援が期待される主な県は、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会（以下、「中部9県1市協議会」という。）」における主たる応援県順位の考え方をもとに、被災県1県あたり支援県1県となるよう記載している。
- 3) ただし、実際の支援の必要性は、発災後の各県の被災状況によって異なる可能性があることに留意が必要である。
- 4) また、以下の表に示す災害以外で、県域を越えた被害が生じる災害が発生する可能性や被害範囲が単一県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

### 3.1. 地震・津波

- 1) 各県地域防災計画や被害想定等の既往文献等を参考に、想定被害範囲が県境をまたぐものを表1、表2のとおり整理した。

表 1 想定被害範囲が県境をまたぐ直下型地震

地震の名称 (50音順)	被害が想定される府県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案（関係する地方環境事務所）
阿寺断層（主部南部）地震	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
跡津川断層地震	富山県	石川県	中部
	岐阜県	愛知県	
糸魚川・静岡構造線断層地震（全体、南側）	新潟県、山梨県		中部（関東）
	長野県	富山県	
伊那谷断層（主部）地震	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
浦底・柳ヶ瀬山断層地震	福井県	石川県	中部（近畿）
	滋賀県	三重県	
邑知瀧断層地震	富山県	長野県	中部
	石川県	福井県	
木曾山脈西縁断層（主部北部）地震	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
木津川断層地震	三重県	愛知県	近畿（中部）
	滋賀県	福井県	
	京都府、大阪府、奈良県		
境峠・神谷断層（主部）地震	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
鈴鹿西縁断層地震	岐阜県	富山県	中部（関東、近畿）
	愛知県	静岡県	
	三重県	福井県	
	滋賀県	福井県	
関ヶ原・養老断層地震	岐阜県	富山県	中部（関東、近畿）
	愛知県	静岡県	
	三重県	福井県	
	滋賀県	福井県	
砺波平野断層（西部）地震	富山県	長野県	中部
	石川県	福井県	

地震の名称 (50音順)	被害が想定される府県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案（関係する地方環境事務所）
頓宮断層地震	三重県	愛知県	中部（近畿）
	滋賀県	福井県	
長野盆地西縁断層地震	<i>新潟県</i>		中部（関東）
	長野県	富山県	
布引山地東縁断層（東部）地震	愛知県	岐阜県	中部（近畿）
	三重県	滋賀県	
花折断層地震	福井県	石川県	近畿（中部）
	滋賀県	三重県	
	<i>京都府</i>		
琵琶湖西岸断層地震	福井県	石川県	近畿（中部）
	滋賀県	三重県	
	<i>京都府、大阪府</i>		
福井平野東縁断層地震	石川県	富山県	中部
	福井県	岐阜県	
森本・富樫断層地震	富山県	長野県	中部
	石川県	福井県	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層地震	福井県	石川県	中部（関東、近畿）
	岐阜県	富山県	
	愛知県	静岡県	
	滋賀県	三重県	
養老・桑名・四日市断層地震	岐阜県	富山県	中部（関東、近畿）
	愛知県	静岡県	
	三重県	福井県	
	滋賀県	福井県	

※1 中部ブロック内にはない府県は斜字体で示している。

※2 支援が期待される主な県は、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市協議会）」における主たる応援県順位の考え方をもとに、被災県1県あたり支援県1県となるよう記載している。

※3 ただし、実際の支援の必要性は、発災後の各県の被災状況によって異なる可能性があることに留意が必要である。

表 2 想定被害範囲が県境をまたぐ海溝型地震等

地震の名称 (50音順)	被害が想定される都県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案(関係する地方環境事務所)
石川県西方沖地震	石川県	富山県	中部
	福井県	岐阜県	
糸魚川沖地震	新潟県		関東(中部)
	富山県	石川県	
越前堆列付近断層地震	(詳細は不明)	—	
元禄型関東地震 (相模トラフ沿いの海溝型地震)	千葉県、東京都、 神奈川県、		関東(中部)
	静岡県	愛知県	
佐渡島北方沖断層地震	(詳細は不明)	—	
3連動地震 (東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生)	主に中部・近畿・ 四国地方の太平洋沿岸の県	富山県、石川県、 福井県	関東、中部、近畿、 中四国(九州)
大正型関東地震 (相模トラフ沿いの海溝型地震)	千葉県、東京都、 神奈川県		関東(中部)
	静岡県	愛知県	
東海地震	主に中部地方の 太平洋沿岸の県	富山県、石川県、 福井県	中部(関東)
東南海地震	主に中部地方の 太平洋沿岸の県	富山県、石川県、 福井県	中部、近畿
南海トラフ巨大地震	主に太平洋沿岸 の県	富山県、石川県、 福井県	関東、中部、近畿、 中四国(九州)
日本海東縁部地震	秋田県、山形県、 新潟県		東北(関東、中部)
	石川県	富山県	
野坂断層地震	(詳細は不明)	—	
能登半島沖地震	富山県	長野県	中部
	石川県	福井県	
能登半島東方沖地震	新潟県		中部(関東)
	富山県	長野県	
	石川県	福井県	

地震の名称 (50音順)	被害が想定される都県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案(関係する地方環境事務所)
能登半島北方沖地震	富山県	長野県	中部
	石川県	福井県	
複合型東海地震 (東海地震と東南海地震が連動して発生)	主に中部地方の太平洋沿岸の県	富山県、石川県、福井県	中部、近畿(関東)
若狭海丘列付近断層地震	(詳細は不明)	—	

※1 中部ブロック内にはない都県は斜字体で示している。

※2 支援が期待される主な県は、「災害時等の応援に関する協定(中部9県1市協議会)」における主たる応援県順位の考え方をもとに、被災県1県あたり支援県1県となるよう記載している。

※3 ただし、実際の支援の必要性は、発災後の各県の被災状況によって異なる可能性があることに留意が必要である。

### 3.2. 火山

1) 火山防災協議会等で策定されている防災計画等の情報を参考に、想定被害範囲が県境をまたぐものを表3のとおり整理した。

表3 想定被害範囲が県境をまたぐ火山

火山の名称 (50音順)	被害が想定される県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案(関係する地方環境事務所)
アカンダナ山	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
浅間山	群馬県		中部(関東)
	長野県	富山県	
御嶽山	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
草津白根山	群馬県		中部(関東)
	長野県	富山県	

火山の名称 (50音順)	被害が想定される県※ <sup>1</sup>	支援が期待される主な県※ <sup>2, 3</sup>	主担当の地方環境事務所案(関係する地方環境事務所)
新潟焼山	新潟県		中部(関東)
	長野県	富山県	
乗鞍岳	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	
白山	石川県	富山県	中部(近畿)
	福井県	滋賀県	
	岐阜県	愛知県	
箱根山	神奈川県		関東(中部)
	静岡県	愛知県	
富士山	山梨県		関東(中部)
	静岡県	愛知県	
弥陀ヶ原	富山県	石川県	中部
	長野県	岐阜県	
妙高山	新潟県		中部(関東)
	長野県	富山県	
焼岳	長野県	富山県	中部
	岐阜県	愛知県	

※1 中部ブロック内にはない県は斜字体で示している。

※2 支援が期待される主な県は、「災害時等の応援に関する協定(中部9県1市協議会)」における主たる応援県順位の考え方をもとに、被災県1県あたり支援県1県となるよう記載している。

※3 ただし、実際の支援の必要性は、発災後の各県の被災状況によって異なる可能性があることに留意が必要である。

### 3.3. 風水害

- 1) 水防法に基づく指定河川等における浸水想定区域や国交省地方整備局各河川事務所の情報等を参考に、想定被害範囲が県境をまたぐものを表4のとおり整理した。
- 2) なお、風水害については、台風や豪雨等によって、複数の県で同時多発的に洪水、高潮、土砂災害などが発生し、広域的な連携が必要となる可能性があることに留意する必要がある。

表 4 想定被害範囲が県境をまたぐ河川

水系の名称	被害が想定される県	支援が期待される主な県 <sup>※1, 2</sup>	主担当の地方環境事務所案（関係する地方環境事務所）
木曾川水系（下流部）	岐阜県	富山県	中部（関東、近畿）
	愛知県	静岡県	
	三重県	滋賀県	

※1 支援が期待される主な県は、「災害時等の応援に関する協定（中部9県1市協議会）」における主たる応援県順位の考え方をもとに、被災県1県あたり支援県1県となるよう記載している。

※2 ただし、実際の支援の必要性は、発災後の各県の被災状況によって異なる可能性があることに留意が必要である。

#### 4. 必要とされる広域連携の概要

- 1) 県境を越える広域連携の対象として想定される事項及び記載箇所を表で記載した。
- 2) 具体的な内容、手順等については5. 以降で記載する。
- 3) 広域連携に係る費用負担について、原則、発災前や対応完了後については各主体が、また、災害応急対応時や災害復旧・復興時については、支援を受ける被災市町村（被災県）が負担するものとし、実際の費用負担に当たっては、この原則のもと、関係者が協議のうえ、決定するものとする。

表 5 時期毎の広域連携事項

	時期			
	発災前	災害応急対応	災害復旧・復興	対応完了
連携体制の構築	5.0. (p. 10)	6.0. (p. 15)	7.0. (p. 40)	8.0. (p. 57)
情報共有	5.1. (p. 11)	6.1. (p. 16)	7.1. (p. 42)	8.1. (p. 57)
人材	5.2. (p. 14)	6.2. (p. 19)	7.2. (p. 45)	8.2. (p. 58)
資機材	—	6.2. (p. 19)	7.2. (p. 45)	—
中間処理	—	6.3. (p. 29)	7.3. (p. 48)	—
再生利用	—	—	7.4. (p. 52)	8.3. (p. 58)
最終処分	—	—	7.5. (p. 53)	—

※表中の数字は、本計画の見出し番号に対応している。

#### 5. 発災前の広域連携の手順

- 1) 5. では、概ね、平時から発災直後までの広域連携の手順について記載する。

##### 5.0. 連携体制の構築

- 1) 中部地方環境事務所が事務局となり、協議会を定期的を開催する。
- 2) 中部地方環境事務所は中部地方整備局と調整し協議会と中部圏戦略会議との連携を図るとともに、中部ブロック内の地方整備局等、国の地方機関との連携体制を検討する。

- 3) 中部地方環境事務所は環境省本省、他の地方環境事務所と調整し、他ブロックとの連携体制を検討する。
- 4) 県は協議会に参加していない市町村に対して協議会で得られた情報を提供するなど、連携を図る。
- 5) 中部地方環境事務所は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.Waste-Net」という。）の仕組みを活用し、民間団体等との連携体制を検討する。

#### 5.1. 情報共有

- 1) 協議会の参加者は、表 6 に示す情報を積極的に提供する。
- 2) 中部地方環境事務所は、「表 6 発災前に共有すべき情報」を集約し、協議会の参加者及びその関係者が共有しやすいよう整理するとともに、関係する自治体に確認を取った上で、可能な範囲で中部地方環境事務所のホームページ等で公開する。
- 3) 中部地方環境事務所は災害時の連絡手段について最新の知見を踏まえて検討し、協議会構成員と連携して強靱な連絡体制の導入を図る。

表 6 発災前に共有すべき情報

（斜体は現状では共有していないが、今後、共有に向けた検討・調整が必要な事項）

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	時期
市町村等	災害廃棄物処理計画策定の進捗	毎年 1 回
	災害廃棄物発生量と処理可能量の推計の進捗	毎年 1 回
	災害廃棄物の処理を行う上で必要となる資機材確保の進捗	毎年 1 回
	し尿収集量の推計の進捗	毎年 1 回
	仮置場等確保の進捗	毎年 1 回
	廃棄物を担当する職員数	毎年 1 回
	災害時に、災害廃棄物を担当する職員数	毎年 1 回
	他自治体、民間事業者との協定締結状況	毎年 1 回
	災害廃棄物処理対策に係る研修・訓練等の実施状況	毎年 1 回
	有害物質等の把握状況の進捗	毎年 1 回
市町村及び一部事務組合所有の廃棄物処理施設における災害に備えた対策の進捗状況	毎年 1 回	

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	時期
	一般廃棄物処理施設（許可施設）に係る情報（許可品目、処理能力、残余容量等）※ ※政令市に限る	毎年1回・随時
	産業廃棄物処理施設（許可施設）に係る情報（許可品目、処理能力、残余容量等）※ ※政令市に限る	毎年1回・随時
県	災害廃棄物処理計画策定の進捗	毎年1回
	災害廃棄物発生量と処理可能量の推計の進捗	毎年1回
	（集約）災害廃棄物の処理を行う上で必要となる資機材確保の進捗	毎年1回
	し尿収集量の推計の進捗	毎年1回
	仮置場等候補地確保・把握の進捗	毎年1回
	廃棄物を担当する職員数	毎年1回
	災害時に、災害廃棄物を担当する職員数	毎年1回
	他自治体、民間事業者との協定締結状況	毎年1回
	災害廃棄物処理対策に係る研修・訓練等の実施状況	毎年1回
	有害物質等の把握状況の進捗	毎年1回
	一般廃棄物処理施設（許可施設）に係る情報（許可品目、処理能力、残余容量等）※	毎年1回・随時
	産業廃棄物処理施設（許可施設）に係る情報（許可品目、処理能力、残余容量等）※	毎年1回・随時
	（集約）県内の最新の災害廃棄物対策（協議会開催県のみ）※	協議会開催時
	（集約）実施可能な広域支援の内容※	災害廃棄物処理計画策定・改定時
	（集約）実施可能な広域処理の内容※	災害廃棄物処理計画策定・改訂時
	（集約）広域支援が必要な災害及び必要な支援内容※	災害廃棄物処理計画策定・改定時
（集約）広域処理が必要な災害及び必要な支援内容※	災害廃棄物処理計画策定・改訂時	

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	時期
中部地方 環境事務 所	(集約) 想定される大規模災害の種類・被害範囲等※	県の被害想定策定・改定時
	環境省本省及び他の地方環境事務所の災害廃棄物対策に係る取組み※	毎年1回
	(集約) 災害対応における教訓※	毎年1回程度(国内で教訓となる災害がなかった年は除く)
	(集約) 地方公共団体の先進的な災害廃棄物対策※	毎年1回程度
産業廃棄物協会		
	重機・車両等の資機材保有台数※	
	災害時に提供可能な資機材※	
	災害廃棄物の受入れが可能な処理施設の種類、能力等※	
中部地方整備局	中部圏戦略会議等の検討事項※	会議等での検討の進捗にあわせて随時
	再生資材の利活用に資する情報※	
財務局	一定規模以上の国有地に係る情報※	毎月1回

※アンケート調査以外での情報収集・情報共有が必要なもの

## 5.2. 人材の育成

### (1) 訓練の実施

- 1) 中部地方環境事務所は 6. 災害応急対応時の広域連携の手順を踏まえ、別添「情報伝達訓練」をもとに、毎年 1 回情報伝達訓練を実施する。
- 2) 県及び協議会に参加している市並びに訓練内容に応じて環境省本省、他の地方環境事務所等は、訓練に参加し、参加後、改善点や課題等について意見を出す。
- 3) 県は可能な範囲で協議会に参加していない市町村や民間団体等に参加を呼びかけ、参加後、改善点や課題等について意見を聴取する。
- 4) 中部地方環境事務所は、県及び市町村から出された意見等を参考に、必要に応じて訓練内容を見直す。
- 5) 中部地方環境事務所は、関東・近畿地方環境事務所と調整し、ブロック間での合同訓練の実施について検討する。
- 6) 中部地方環境事務所は、中部圏戦略会議等が主導して実施する訓練等との連携について検討する。

### (2) 研修会・セミナー等の開催

- 1) 中部地方環境事務所は中部ブロック内の県、市町村等の担当者を対象とする研修会を毎年一回程度開催する。
- 2) 中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省、他の地方環境事務所の協力を得て、中部ブロック内で県、市町村等が開催する研修会・セミナー等の講師を紹介する。
- 3) 県及び市町村、各県産業廃棄物協会は、中部地方環境事務所から要請があった場合、講師や事例紹介者の立場として協力する。
- 4) 市町村は、中部地方環境事務所や県の開催する研修会・セミナー等に積極的に職員を参加させ、災害廃棄物処理に係る人材を育成する。

### (3) その他の人材育成

- 1) 中部地方環境事務所は、先進的な取り組み事例を参考に図上演習などの実施を検討する。

## 6. 災害応急対応時の広域連携の手順

- 1) 6. では、概ね、発災直後から災害廃棄物処理実行計画の検討開始時期までの広域連携の手順について記載する。

### 6.0. 連携体制の構築

- 1) 5.0 で構築した連携体制を基本とする。なお、発災前は、県をまたぐ各種調整は基本的に中部地方環境事務所が行うが、災害応急対応時には、被災地の災害応急対応を迅速に行うことが最優先されることから、中部地方環境事務所及び環境省本省は大きな被害を受けた被災県、被災市町村に重点をおいて迅速な支援を行うこととし、県をまたぐ各種調整は後述する幹事支援県又は幹事緊急処理県が主導する。
- 2) 隣接ブロックの県に被害範囲が及ぶ場合及び隣接ブロックの県を支援県と設定する必要がある場合は、3. の表に記載の主担当の地方環境事務所案を参考に中部地方環境事務所が環境省本省、他の地方環境事務所と調整し、早急に主担当の地方環境事務所を決定し、主担当の地方環境事務所が中心となってブロックを越えた連携体制を構築する。
- 3) 中部地方環境事務所は地方整備局等、国の地方機関との連携体制を構築する。
- 4) 中部地方環境事務所は必要に応じて中部9県1市協議会開催県等を通じて、中部9県1市協議会との連携体制を構築する。
- 5) 中部地方環境事務所は、D.Waste-Net の仕組みを活用し、民間団体等との連携体制を構築する。

## 6.1. 情報共有

表 7 災害応急対応時に共有すべき主な情報

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	様式番号
被災市町村	被害状況	様式 1
	必要な支援内容	様式 2-3
	域外での緊急的な処理が必要な災害廃棄物等	様式 4-3
支援市町村	可能な支援内容	様式 2-2
	決定した支援内容	様式 3-3
	域外からの緊急処理受入可能量	様式 4-2
	域外からの緊急処理受入決定量	様式 5-3
被災県	(集約) 被害状況	様式 1
	(集約) 必要な支援内容	様式 2-3、3-1
	(集約) 域外での緊急処理必要量	様式 4-3、5-1
支援県	(集約) 可能な支援内容	様式 2-2、3-2
	(集約) 決定した支援内容	様式 2-5、3-3
	(集約) 域外からの緊急処理受入可能量	様式 4-2、5-2
	(集約) 域外からの緊急処理受入決定量	様式 4-5、5-3
中部地方環境事務所	(集約) 被害状況	様式 1
	(集約) 必要な支援内容	様式 2-3、3-1
	(集約) 可能な支援内容	様式 2-2、3-2
	(集約) 決定した支援内容	様式 2-5、3-3
	(集約) 域外での緊急処理可能量	様式 4-2、5-2
	(集約) 域外での緊急処理決定量	様式 4-5、5-3
	災害補助申請に資する情報	
専門家に関する情報		
産業廃棄物協会	(集約) 可能な支援内容	様式 2-2、3-2
	(集約) 決定した支援内容	様式 2-5、3-3

フロー図 6.1-1

(1) 被害状況の共有手順

- 1) 中部地方環境事務所は県に、県は市町村に被害状況把握を依頼する。
- 2) 市町村は、被害状況を調査し、県に提供する。
- 3) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村に職員を派遣し、被害状況を調査する。
- 4) 県は、県内の被害状況を集約し、中部地方環境事務所に提供する。
- 5) 被災県が機能しない場合は、中部地方環境事務所が当該県の被災地域に職員を派遣し、被害状況を調査する。
- 6) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の被害状況を集約し、環境省本省及び中部ブロック協議会の各県・各市に提供する。
- 7) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事務所の機能を代行する。

フロー図 6.1-2

(2) 災害廃棄物発生量に関する情報共有

- 1) 被災市町村は、可能な限り早期に災害廃棄物発生量を概算し、被災県に提供する。
- 2) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村の災害廃棄物発生量を概算する。
- 3) 被災県は、県内の災害廃棄物発生量を集約し、中部地方環境事務所に提供する。
- 4) 中部地方環境事務所は、被災県が機能しない場合は、当該県の機能を代行する。
- 5) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の災害廃棄物発生量を集約し、環境省本省及び中部ブロック協議会の各県・各市に提供する。
- 6) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事務所の機能を代行する。
- 7) 被災状況に関する新たな情報が得られた場合など災害廃棄物発生量の概算に見直しが生じた場合は、同様の手順で災害廃棄物発生量に関する情報共有を行う。

フロー図 6.1-3

(3) 仮置場等の用地に関する情報共有

- 1) 被災県は必要に応じて、仮置場等に使用可能な県有地について、被災市町村に情報提供する。
- 2) 被災県は必要に応じて中部地方環境事務所に仮置場等に関する情報提供を依頼する。
- 3) 中部地方環境事務所は、被災県が機能しない場合は、当該県の機能を代行する。

- 4) 中部地方環境事務所は、仮置場等に使用可能な国有地に関する情報提供について、速やかに所管省庁の地方支分部局に要請し、必要な調整を行った上で、被災県に情報提供し、被災県は被災市町村に提供された情報を提供する。
- 5) 環境省本省は、中部地方環境事務所が機能しない場合は、中部地方環境事務所の機能を代行する。

(4) 支援に関する情報の共有手順

- 1) 6.2. 人材、資機材の確保に記載の手順で行う。

(5) 域外での緊急処理に関する情報の共有手順

- 1) 6.3. 既存の処理施設の活用に記載の手順で行う。

## 6.2. 人材、資機材の確保

表 8 災害応急対応時に必要な人材

支援主体	災害応急対応時に必要な人材	備考
市町村 一部事務組 合	一般廃棄物処理施設運営経験者	
	廃棄物処理業務に精通した人員	
	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
	廃棄物またはし尿収集運搬に係る要員	
	重機運用に係る要員	
県	廃棄物処理業務に精通した人員	
	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
中部地方 環境事務所	災害補助査定業務経験者	
産業廃棄物 協会	廃棄物収集運搬に係る要員	
	重機運用に係る要員	
環境省本省 関連学会	廃棄物処理業務に精通した人員	
	有害物質（化学物質、石綿等）の取り扱いに精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	

表 9 災害応急対応時に必要な資機材

支援主体	災害応急対応時に必要な資機材	備考
市町村 一部事務 組合	ごみ収集運搬車両（パッカー車、ダンプトラック、 ダンプトレーラー、コンテナ自動車）	
	し尿収集運搬車両（バキューム車、ポンプ車）	
	仮設トイレ等（仮設トイレ（和式・洋式）、マンホ ールトイレ、簡易トイレ）	
	薬剤（一般廃棄物処理場等において使用するもの）	
	燃料（一般廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に 使用するもの）	
県	仮設トイレ等（仮設トイレ（和式・洋式）、マンホ ールトイレ、簡易トイレ）	
産業廃棄 物協会	ごみ収集運搬車両（パッカー車、ダンプトラック、 ダンプトレーラー、コンテナ自動車）	
	その他車両等（フォークリフト、ブルドーザー、 ユニック車、バックホウ、クレーン車、破碎機、 タンクローリー車、つかみ機（フォーク）、カッタ ー、ニブラ）	
	薬剤（産業廃棄物処理場等において使用するもの）	
	燃料（産業廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に 使用するもの）	

フロー図 6.2-1a 及び 6.2-1b

<基本手順>

- 1) 表 10 に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。
- 2) 被災県は必要に応じて表 10 に示す応援県に支援準備要請をすることができる。
- 3) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、表 10 に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。
- 4) 要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、可能な支援内容を応援県に提供する。
- 5) 表 10 に示す応援県は、県内で可能な支援内容を集約し、中部地方環境事

務所に報告する。

- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、県外からの支援が必要となる場合は、被災していない又は被災の程度が小さいと想定される表 10 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないように留意する。
- 8) 表 10 に示す順位の最も高い応援県が支援要請後は特段の事情のない限り幹事支援県となって支援を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事支援県となって支援を主導することとし、上記 7) で支援要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事支援県に伝える。幹事支援県が決定した後、当該幹事支援県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事支援県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事支援県を交代する。なお、幹事支援県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事支援県を補佐する。
- 9) 幹事支援県は、幹事支援県として支援を主導する旨を、被災県及び中部地方環境事務所に連絡する。
- 10) 幹事支援県は、幹事支援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、表 10 に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の支援県を決定する。
- 11) 幹事支援県は、表 10 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、幹事支援県に支援県候補を伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。中部地方環境事務所は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。
- 12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 13) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に伝える。
- 14) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支

援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。

- 15) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。
- 17) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体又は支援の取りまとめ役（産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会等）に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 18) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。
- 19) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 10 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 10 に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 20) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 21) 被災県や中部地方環境事務所は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。
- 22) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。

<表 10 に示す応援県全てが被災した場合の手順の概要>

フロー図 6.2-2

- 1) 中部地方環境事務所は、被災県の要請を待つことなく支援県候補を決定し、支援県候補に通知する。
- 2) 被災県は必要に応じて中部地方環境事務所に支援準備要請をすることができる。
- 3) 支援県候補は、通知後直ちに、県内の市町村、産業廃棄物協会等の民間団

体等に支援準備を要請する。

- 4) 支援県候補からの要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、可能な支援内容を支援県候補に提供する。
- 5) 支援県候補は県内で可能な支援内容を集約し、中部地方環境事務所に伝える。
- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、中部地方環境事務所に支援を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して中部地方環境事務所に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないように留意する。
- 8) 中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、要請のあった被災県ごとに幹事支援県及び支援県（幹事支援県のみでは支援が不足すると判断される場合のみ）を決定し、被災県の要請内容を幹事支援県に通知する。
- 9) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 10) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に伝える。
- 11) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援主体、支援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 12) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 13) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。
- 14) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体又は支援の取りまとめ役（産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会等）に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 15) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り

結果の連絡を受け取り次第、被災市町村との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。

- 16) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく中部地方環境事務所が幹事支援県を決定し、幹事支援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め幹事支援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 17) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 18) 被災県や中部地方環境事務所は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。
- 19) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 20) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。

表 10 被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典：災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表1）

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会（平成27年1月19日）

＜表 10 に示す応援県全てが被災し、中部地方環境事務所が機能しない場合の  
手順の概要＞

フロー図 6.2-3a 及び 6.2-3b

- 1) 表 11 に示す応援県は、被災県の要請を待つことなく県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等に支援準備を要請する。各主体への支援準備要請の必要性については応援県が被災県の被害状況を踏まえて判断することとするが、当面は、支援準備の訓練という意味合いも含めて、支援要請の可能性を否定できないと判断した災害について、支援準備要請を行う。
- 2) 被災県は必要に応じて表 11 に示す応援県に支援準備要請をすることができる。
- 3) 環境省本省は、必要に応じて、表 11 に示す応援県の支援準備の状況や被災県の被災状況を確認し、応援県に助言又は支援準備要請を行う。
- 4) 要請を受けた市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、可能な支援内容を応援県に提供する。
- 5) 表 11 に示す応援県は、県内で可能な支援内容を集約する。
- 6) 被災市町村は、被災県に必要な支援について要請する。
- 7) 被災県は、県で必要な支援も含めて県内で必要な支援を集約し、県外からの支援が必要となる場合は、表 11 に示す順位の最も高い応援県に支援を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの支援要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に支援要請するなど、支援要請全体に遅れが生じないように留意する。
- 8) 表 11 に示す順位の最も高い応援県が支援要請後は特段の事情がない限り幹事支援県となって支援を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事支援県となって支援を主導することとし、上記 7) で支援要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事支援県に伝える。幹事支援県が決定した後、当該幹事支援県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事支援県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事支援県を交代する。なお、幹事支援県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事支援県を補佐する。
- 9) 幹事支援県は、幹事支援県として支援を主導する旨を、被災県、表 11 に示す応援県順位第 2 位の県及び環境省本省に連絡する。
- 10) 表 11 に示す応援県順位第 2 位の県は、第 1 位の県が幹事支援県となった場合、支援県としての活動が可能であれば、その旨を幹事支援県に連絡し、幹事支援県と協力して、被災県を支援する。
- 11) 幹事支援県は、表 11 に示す応援県のみでは支援が不足すると判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境

事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援県候補を探した上で、支援県候補を幹事支援県に伝える。幹事支援県は、支援県候補と調整し追加の支援県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事支援県や支援県候補からの要請等を踏まえ支援県追加の調整を行う。

- 12) 幹事支援県は、必要に応じて支援県間の支援の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめる。
- 13) 支援県は、県内市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等と支援の割り振り等に関する調整を行い、支援主体、支援内容を取りまとめ、幹事支援県に伝える。
- 14) 幹事支援県は、幹事支援県及び支援県において取りまとめた支援内容を踏まえて、被災市町村別の支援割り振り案を作成し、被災県及び環境省本省に伝える。
- 15) 被災県は、幹事支援県から伝えられた支援主体、支援内容、支援割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事支援県と調整の上、支援主体、支援内容を支援要請した被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事支援県及び環境省本省に伝える。
- 16) 幹事支援県は、割り振り結果を自県内の各支援主体及び支援県（支援県がある場合）に伝え、支援県は、幹事支援県から伝えられた割り振り結果を県内の各支援主体に伝える。
- 17) 被災市町村は、特段の事情がない限り、被災県から割り振られた支援主体又は支援の取りまとめ役（産業廃棄物処理業者の支援を取りまとめた協会等）に直接連絡し、必要な支援の詳細を支援主体に伝える。
- 18) 支援主体となる県、市町村、産業廃棄物協会等の民間団体等は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村との調整を含め必要な調整、手配等をした上で、迅速に支援する。
- 19) 被災県が機能せず支援要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 11 に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して必要な支援内容を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 11 に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で支援する。
- 20) 環境省本省は、被災県及び幹事支援県等と情報共有し、災害関係補助金申請等に関する助言を行うとともに、必要に応じて支援県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 21) 被災県や環境省本省は、支援準備要請をしたが支援が不要となった場合は、その旨、支援準備要請をした応援県に伝え、応援県は支援準備要請をした各主体に伝える。

- 22) 支援準備をしたが支援不要となった県、市町村は、追加の支援要請及び将来の大規模災害に備えて準備した支援内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 23) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事支援県と調整の上、必要に応じて幹事支援県に代わって支援を主導する。

表 11 被災県市と主たる応援県市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）

被災県市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第2位の県は、第1位の県が主たる応援県市となった場合、応援県市としての活動が可能であれば、主たる応援県市と協力して、被災県市の応援県市として活動する。

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知事会とも連携・調整しながら、主たる応援県市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典：災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表2）

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会（平成27年1月19日）

### 6.3. 既存の処理施設の活用

- 1) 表 12 に示すし尿、腐敗性廃棄物など緊急性の高い災害廃棄物等のうち、被災県内の既存の処理施設のみでは処理が遅延し、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると判断されるものについては、県域を越えた緊急的な処理（以下「緊急処理」という。）を行う。

表 12 緊急性の高い災害廃棄物等の受入れ事例

緊急性の高い 災害廃棄物等の種類※ 1	主な受入れ主体の例※ <sup>1</sup>	受入れ候補となる 処理施設の種類の例※ <sup>1</sup>
し尿	市町村、一部事務組合	し尿処理施設
	第3セクター	下水処理場
	一般廃棄物処理業者	し尿処理施設
生活ごみ・避難所ごみ	市町村、一部事務組合	一般廃棄物処理施設
	一般廃棄物処理業者	一般廃棄物処理施設
置	一般廃棄物処理業者	固形燃料化施設
	一般廃棄物処理業者	破碎・選別施設
	産業廃棄物処理業者	焼却施設、ガス化溶融炉※ 破碎選別後の可燃性廃棄物
	セメント製造業者	セメント工場
水産物	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
		海洋投入処分
農産物	産業廃棄物処理業者	焼却施設
		管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	焼却施設 管理型処分場
飼料・肥料	セメント製造業者	セメント工場
食品	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
動物の死体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
	死亡獣畜取扱業者	死亡獣畜取扱場

※1 災害廃棄物等の種類、主な受入れ主体、受入先候補となる処理施設の種類のうち、過去の災害で事例があるものについては、その事例に照らして記載した。

<基本手順>

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く中部地方環境事務所に伝える。
- 2) 中部地方環境事務所は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされる被災県内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ準備を要請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で処理できない量を推計し、被災県自区域外での緊急性の高い災害廃棄物等の処理等について要請する。
- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、被災していない又は被災の程度が小さいと想定される表 13（表 10）に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を中部地方環境事務所に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないように留意する。
- 7) 表 13（表 10）に示す順位の最も高い応援県が緊急処理要請後は特段の事情のない限り幹事緊急処理県となって緊急処理を主導する。ただし、既に中部9県1市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事緊急処理県となって支援を主導することとし、上記6)で緊急処理要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県が決定した後、当該幹事緊急処理県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事緊急処理県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事緊急処理県を交代する。なお、幹事緊急処理県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事緊急処理県を補佐する。
- 8) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を、被災県及び中部地方環境事務所に連絡する。
- 9) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県のみでは緊急処理量が不足すると判断

した場合は、表 13（表 10）に示す他の応援県と主たる応援県順位を踏まえて調整して追加の緊急処理県を決定する。

- 10) 幹事緊急処理県は、表 13（表 10）に示す応援県のみでは緊急処理量が不足すると判断した場合は、中部地方環境事務所に連絡する。中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、幹事緊急処理県に緊急処理県候補を伝える。幹事緊急処理県は、緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定する。中部地方環境事務所は、被害状況及び幹事緊急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を行う。
- 11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 12) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 13) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入施設、緊急処理受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処理割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 14) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。
- 16) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、立地市町村に対して通知等を行う。
- 17) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等

は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

- 18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 13（表 10）に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 13（表 10）に示す順位の最も高い応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。
- 19) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請や緊急処理等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて緊急処理県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 20) 中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県に伝え、当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 21) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。

<表 13（表 10）に示す応援県全てが被災した場合の手順の概要>

フロー図 6.3-2

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く中部地方環境事務所に伝える。
- 2) 中部地方環境事務所は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされる被災県内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ準備を要請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で処理できない量を推計し、被災県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物等の処理等について要請する。

- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、中部地方環境事務所に緊急処理を要請する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して中部地方環境事務所に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないように留意する。
- 7) 中部地方環境事務所は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、要請のあった被災県ごとに幹事緊急処理県及び緊急処理県（幹事緊急処理県のみでは緊急処理量が不足すると判断される場合のみ）を決定し、被災県の要請内容を幹事緊急処理県に通知する。
- 8) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等を調整するとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 9) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 10) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入れ施設、受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処理の割り振り案を作成し、被災県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 11) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び中部地方環境事務所に伝える。
- 12) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。
- 13) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、管理者と直接連絡を取るとともに、立地市町村に対して通知等を行う。
- 14) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、

迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

- 15) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく中部地方環境事務所が幹事緊急処理県を決定し、幹事緊急処理県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め幹事緊急処理県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。
- 16) 中部地方環境事務所は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、環境省本省への情報伝達、災害関係補助金申請や緊急処理等に関する助言を行う。また、中部地方環境事務所は、必要に応じて緊急処理県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 17) 被災県や中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県に伝え、当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 18) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 19) 中部地方環境事務所及び環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整の上、必要に応じて緊急処理を主導する。

表 13 被災縣市と主たる応援縣市の一覧表（再掲）

被災縣市	主たる応援県順位
富山県	1 石川県 2 長野県 3 岐阜県
石川県	1 富山県 2 福井県 3 岐阜県
福井県	1 石川県 2 岐阜県 3 滋賀県
長野県	1 富山県 2 石川県 3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県 2 三重県 3 富山県
静岡県	1 愛知県 2 長野県 3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県 2 三重県 3 静岡県
三重県	1 愛知県 2 岐阜県 3 滋賀県
滋賀県	1 三重県 2 福井県 3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典：災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表1）

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会（平成27年1月19日）

<表 13 (表 10) に示す応援県全てが被災し、中部地方環境事務所が機能しない場合の手順の概要>

フロー図 6.3-3a 及び 6.3-3b

- 1) 被災県は、集約した県内被害状況を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く環境省本省に伝える。
- 2) 環境省本省は、被災県からの情報、自らが収集した情報等を踏まえ、緊急処理が必要と推測される災害廃棄物等の種類を可能な限り早く、緊急処理が必要とされる被災県内を除く中部ブロック内の県、政令市に伝え、緊急処理の受入れ準備を要請する。
- 3) 準備要請を受けた県、政令市は、直ちに、受入れ可能な処理施設を探し、当該施設の管理者から緊急処理受入れの可否、受入れ可能量、受入れ条件等を聴取する。ただし、受入れ準備の要請を受けた被災県、被災政令市は、可能な範囲で受入れ可能な処理施設の検討をしておく。
- 4) 政令市は、聴取結果を県に報告し、県が県内の受入れ可能な処理施設に関する情報を集約し、環境省本省に報告する。
- 5) 被災市町村は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で自区内の既存の処理施設での自区内処理等を検討した上で、自区内等で処理できない量を推計し、被災県に自区域外での緊急性の高い災害廃棄物等の処理等について要請する。
- 6) 被災県は、緊急的に処理が必要な災害廃棄物等について、可能な範囲で県内の既存処理施設での県内処理を検討した上で、緊急処理必要量を推計し、表 14 (表 11) に示す順位の最も高い応援県に緊急処理を要請し、その内容を環境省本省に報告する。なお、被災県は、一部の被災市町村からの要請が遅れる場合には、早く要請が来た被災市町村から順次、集約して応援県に緊急処理を要請するなど、緊急処理全体に遅れが生じないように留意する。
- 7) 表 14 (表 11) に示す順位の最も高い応援県が緊急処理要請後は特段の事情のない限り幹事緊急処理県となって緊急処理を主導する。ただし、既に中部 9 県 1 市協議会が別の県を主たる応援県と決定している場合には、主たる応援県が幹事緊急処理県となって支援を主導することとし、上記 6) で緊急処理要請を受けた応援県は速やかに被災県からの要請内容を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県が決定した後、当該幹事緊急処理県とは別の県が主たる応援県となった場合は、幹事緊急処理県は主たる応援県と調整し、必要があれば、幹事緊急処理県を交代する。なお、幹事緊急処理県を交代しない場合でも、主たる応援県は当該県内に設置される救援対策本部との調整を含め、幹事緊急処理県を補佐する。
- 8) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県として緊急処理を主導する旨を、被災

県、表 14（表 11）に示す応援県順位第 2 位の県及び環境省本省に連絡する。

- 9) 表 14（表 11）に示す応援県順位第 2 位の県は、第 1 位の県が幹事支援県となった場合、支援県としての活動が可能であれば、その旨を幹事支援県に連絡し、幹事支援県と協力して、被災県を支援する。
- 10) 幹事緊急処理県は、表 14（表 11）に示す応援県のみでは緊急処理量が不足する判断した場合は、環境省本省に連絡する。環境省本省は、必要に応じて他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて緊急処理県候補を探した上で、緊急処理県候補を幹事緊急処理県に伝える。幹事緊急処理県は、緊急処理県候補と調整し追加の緊急処理県を決定する。環境省本省は、被害状況及び幹事緊急処理県や緊急処理県候補からの要請等を踏まえ緊急処理県追加の調整を行う。
- 11) 幹事緊急処理県は、必要に応じて緊急処理県間の緊急処理の割り振り等に関する調整を行うとともに、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等を調整し、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめる。
- 12) 緊急処理県は、県内の受入れ施設候補の管理者の協力も得て、立地市町村の意向確認や緊急処理の割り振り等の調整を行い、緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量等を取りまとめ、幹事緊急処理県に伝える。
- 13) 幹事緊急処理県は、幹事緊急処理県及び緊急処理県において取りまとめた緊急処理受入施設、緊急処理受入量等を踏まえて、被災市町村別の緊急処理の割り振り案を作成し、被災県及び環境省本省に伝える。
- 14) 被災県は、幹事緊急処理県から伝えられた緊急処理受入れ施設、緊急処理受入れ量、緊急処理割り振り案を確認し、特に必要があれば割り振りの変更について幹事緊急処理県と調整の上、緊急処理受入施設、緊急処理受入量を緊急処理が必要となる被災市町村に伝え、必要に応じ調整した上で、被災市町村に伝達した内容を幹事緊急処理県及び環境省本省に伝える。
- 15) 幹事緊急処理県は、割り振り結果を自県内の緊急処理受入れ施設の管理者及び緊急処理県（緊急処理県がある場合）に伝え、緊急処理県は、幹事緊急処理県から伝えられた割り振り結果を県内の緊急処理受入れ施設管理者に伝える。
- 16) 被災市町村は特段の事情がない限り、被災県から割り振られた緊急処理受入れ施設の管理者に直接連絡し、必要な緊急処理の詳細を管理者に伝えるとともに、受入れ条件の詳細を確認する。また、被災市町村は、管理者と直接連絡を取るとともに、立地市町村に対して通知等を行う。
- 17) 緊急処理受入れ施設の管理者は、割り振り結果の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等をした上で、

迅速に緊急処理する。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、緊急処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

- 18) 被災県が機能せず緊急処理の要請ができない場合は、被災県からの要請を待つことなく表 14（表 11）に示す順位の最も高い応援県が先遣隊を被災県に派遣して緊急処理の必要性を調査し、必要に応じて先遣隊を始め表 14（表 11）に示す応援県が被災県の機能を支援しつつ、同様の手順で緊急処理する。
- 19) 環境省本省は、被災県及び幹事緊急処理県等と情報共有し、災害関係補助金申請や緊急処理等に関する助言を行うとともに、必要に応じて緊急処理県追加の調整、職員や専門家の派遣などを行う。
- 20) 被災県や中部地方環境事務所は、緊急処理の受入れ準備を要請したが緊急処理が不要となった場合は、その旨、緊急処理の受入れ準備を要請した県に伝え、当該県は緊急処理要請をした各主体に伝える。
- 21) 緊急処理の受入れ準備をしたが緊急処理の受入れ不要となった県、市町村は、追加の緊急処理要請及び将来の大規模災害に備えて準備した緊急処理受入れ可能内容を再確認し、必要があれば見直しを行う。
- 22) 環境省本省は、甚大な被害が生じている県に関して幹事緊急処理県と調整の上、必要に応じて緊急処理を主導する。

表 14 被災縣市と主たる応援縣市の一覧表（太平洋側の複数県が被災した場合）（再掲）

被災縣市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県 2 長野県
愛知県	1 石川県 2 岐阜県
三重県	1 福井県 2 滋賀県

※本表に基づき活動する場合としては、太平洋側の3県すべてで震度6強以上の地震が発生した場合などが想定される。

※第2位の県は、第1位の県が主たる応援縣市となった場合、応援縣市としての活動が可能であれば、主たる応援縣市と協力して、被災縣市の応援縣市として活動する。

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が、全国知事会とも連携・調整しながら、主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

出典：災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表2）

中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会（平成27年1月19日）

#### 6.4. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規程

- 1) 被災県が、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、被災市町村から災害廃棄物処理に係る事務の委託を受け、その事務を代行する場合、又は同法第 252 条の 16 の 2 第 1 項の規定により、被災市町村からの求めに応じて、災害廃棄物の処理に係る事務を代替執行する場合は、本章における代行又は代替する事務に係る項目において、当該「市町村」を当該「県」と読み替える。なお、事務の委託をした市町村又は事務の代替執行の相手方となる市町村は、事務の委託を受けた県又は事務を代替執行した県と協力し、臨機応変に最善を尽くすこととする。

#### 7. 災害復旧・復興時の広域連携の手順

- 1) 7. では、概ね、災害廃棄物処理実行計画の検討開始時期以降から本格的な対応が終了する時期までの広域連携の手順について記載する。災害復旧・復興時への移行に当たり、中部地方環境事務所は幹事支援県と協力し、スムーズな事務の引き継ぎ等に努めるとともに、以後、中部地方環境事務所が広域連携に関する連絡調整を一元的に担当する旨を各県に通知する。
- 2) 幹事支援県は、支援県として、引き続き被災県の支援を行う。

#### 7.0. 連携体制の構築

##### (1) 地域ブロック及び主担当の地方環境事務所の設定

- 1) 中部地方環境事務所は、災害応急対応時に構築した広域連携体制について確認し、明らかになった被害の範囲、災害復旧・復興時に必要となる支援県の範囲を踏まえて、必要な見直しを行った上で、災害復旧・復興時に広域連携体制を構築すべき地理的範囲を検討する。
- 2) 中部地方環境事務所は、本格対応の進捗に伴い、支援県の範囲が変わった場合は、必要に応じて、広域連携体制を構築すべき地理的範囲を再検討する。
- 3) 中部地方環境事務所は必要に応じて中部 9 県 1 市協議会開催県等を通じて、中部 9 県 1 市協議会との連携体制を構築する。

##### <広域連携体制を構築すべき範囲が中部地方環境事務所管内にとどまる場合>

- 1) 中部地方環境事務所が主担当の地方環境事務所となり、中部地方環境事務所管内の広域連携に関する連絡調整を一元的に担当する。
- 2) ただし、中部地方環境事務所の復旧が著しく遅れる場合など中部地方環境事務所が自治体間調整の機能を十分に果たせない恐れがある場合は、環境

省本省又は他の地方環境事務所が中部地方環境事務所の機能を代行する。

＜広域連携体制を構築すべき範囲が中部地方環境事務所管外に及ぶ場合＞

- 1) 中部地方環境事務所は、環境省本省、広域連携を構築すべき地域を管轄する他の地方環境事務所と調整し、当該災害の廃棄物対策に関する広域連携に限定して、平時から中部ブロックにおける県に加え、必要に応じて、中部ブロックに隣接する県を含めて中部ブロックとし、中部地方環境事務所は当該ブロックの主担当の地方環境事務所となる。
- 2) 主担当の地方環境事務所は、地域ブロックの範囲及び主担当の地方環境事務所を地域ブロック内の自治体に伝える。
- 3) 主担当の地方環境事務所は、地域ブロック内の広域連携に関する連絡調整を一元的に担当する。
- 4) 主担当ではない地方環境事務所は、基本的に主担当の地方環境事務所を通じて情報共有を図ることとし、特に必要な場合をのぞき、地域ブロック内の自治体との広域連携に関する連絡調整は行わない。

＜広域連携を複数の主担当の地方環境事務所に対応せざるを得ない場合＞

- 1) 中部地方環境事務所は、環境省本省、広域連携を構築すべき地域を管轄する複数の地方環境事務所と調整し、地方環境事務所の管轄範囲を基本とし、当該災害の廃棄物対策に関する広域連携に限定して複数設定される地域ブロックの一つとして、全国的な広域連携の一端を担う。
- 2) 中部地方環境事務所は、各地域ブロックの範囲と主担当の地方環境事務所を、中部ブロック内の自治体に伝える。
- 3) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の広域連携に関する連絡調整を一元的に行い、他ブロックとの広域連携については、他ブロックの主担当の地方環境事務所を通じて連絡調整を行う。

(2) 各主体間の連携体制の構築

- 1) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の地方整備局等、国の地方機関との連携体制を構築するとともに、県を越えた連携体制が円滑に構築されるよう県を支援する。
- 2) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、D.Waste-Net の仕組みを活用し、民間団体等との連携体制を構築する。
- 3) 県は中部地方環境事務所と連携して、県を越えた連携体制を構築するとともに、産業廃棄物協会等の民間団体等との連携体制を構築する。また、市町村間の連携体制が円滑に構築されるよう市町村を支援する。
- 4) 市町村は県と連携して、市町村間の連携体制を構築するとともに、一般廃

棄物関連及び産業廃棄物協会等の民間団体等との連携体制を構築する。

- 5) 中部地方環境事務所は、必要と判断した場合には、被災県及び被災市町村と支援や広域中間処理や広域最終処分を行う自治体等で構成される災害廃棄物処理対策協議会（仮称）を開催する。
- 6) 被災県及び被災市町村、支援や広域処理・処分を行う自治体等は、災害廃棄物処理対策協議会（仮称）の開催が必要と判断した場合には、中部地方環境事務所に災害廃棄物処理対策協議会（仮称）の開催を要請する。
- 7) 中部地方環境事務所及び支援や広域中間処理や広域最終処分を行う自治体等は必要に応じて、被災県及び被災市町村に連絡員を派遣する。

## 7.1. 情報共有

表 15 災害復旧・復興時に共有すべき情報

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	様式番号
被災市町村	災害廃棄物発生量	
	災害廃棄物処理実行計画	
	災害廃棄物処理の進捗状況	
	必要な支援内容	
	域外での処理が必要な災害廃棄物等	
支援市町村	可能な支援内容	
	決定した支援内容	
	広域処理受入可能量	
	広域処理受入決定量	
被災県	(集約) 災害廃棄物発生量	
	災害廃棄物処理実行計画	
	(集約) 災害廃棄物処理の進捗状況	
	(集約) 必要な支援内容	
	(集約) 広域処理必要量	
支援県	(集約) 可能な支援内容	
	(集約) 決定した支援内容	
	(集約) 広域処理受入可能量	
	(集約) 広域処理受入決定量	
中部地方環境 事務所	災害廃棄物処理指針（本省策定）	
	(集約) 災害廃棄物発生量	

情報提供 (集約) 主体	共有する情報の内容	様式番号
	(集約) 災害廃棄物処理の進捗状況	
	(集約) 必要な支援内容	
	(集約) 可能な支援内容	
	(集約) 決定した支援内容	
	(集約) 広域処理可能量	
	(集約) 広域処理決定量	
	災害補助申請に資する情報	
	専門家に関する情報	
	廃棄物処理法等の解釈に関する情報	
	通知、マニュアルに関する情報	
産業廃棄物協会	(集約) 可能な支援内容	
	(集約) 決定した支援内容	
中部地方整備局	再生資材の利活用に資する情報	
財務局	国有地に関する情報	

(1) 災害廃棄物発生量に関する情報共有

- 1) 被災市町村は、災害廃棄物発生量を推計し、被災県に提供する。
- 2) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村の災害廃棄物発生量を推計する。
- 3) 被災県は、県内の災害廃棄物発生量を集約し、中部地方環境事務所に提供する。
- 4) 中部地方環境事務所は、被災県が機能しない場合は当該県の機能を代行する。
- 5) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の災害廃棄物発生量を集約し、環境省本省及び中部ブロック内の全県に提供する。
- 6) 被災市町村、被災県、中部地方環境事務所は、災害廃棄物処理実行計画の策定、改定の時期など災害廃棄物発生量の推計に見直しが生じた場合は、上記の手順で災害廃棄物発生量に関する情報共有を行う。

(2) 災害廃棄物処理指針、災害廃棄物処理実行計画の検討時の情報共有

- 1) 環境省本省は災害廃棄物処理指針を策定するかどうかを可能な限り早く中

部地方環境事務所に伝える。

- 2) 被災県及び被災市町村は、災害廃棄物処理実行計画を策定するかどうかを可能な限り早く被災県を通じて、中部地方環境事務所に伝える。
- 3) 環境省本省又は中部地方環境事務所は必要に応じて被災地及び支援県・広域処理県に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討に必要な情報を収集する。
- 4) 環境省本省又は中部地方環境事務所は必要に応じて被災地に職員を派遣し、災害廃棄物処理指針の検討状況など被災県、被災市町村が災害廃棄物処理実行計画を策定するために必要な情報を提供する。
- 5) 支援県・広域処理県は必要に応じて被災地に職員を派遣し、可能な支援内容、受入れ可能な広域処理量など被災県、被災市町村が災害廃棄物処理実行計画を策定するために必要な情報を提供する。
- 6) 中部地方環境事務所は、廃棄物処理法等の解釈に関する情報や通知・マニュアルに関する情報等の提供などの必要な技術的支援を行う。

### (3) 災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有

- 1) 中部地方環境事務所は環境省本省と調整の上、災害の規模等を踏まえて災害廃棄物処理の進捗状況に関する情報共有の頻度（毎月1回程度）を決定する。
- 2) 中部地方環境事務所は県に、県は市町村に災害廃棄物処理の進捗状況に関する報告を依頼する。
- 3) 被災市町村は、災害廃棄物処理の進捗状況を取りまとめ、被災県に提供する。
- 4) 被災市町村が機能しない場合は、被災県が当該市町村の災害廃棄物処理の進捗状況を取りまとめる。
- 5) 被災県は、県内の災害廃棄物処理の進捗状況を集約し、中部地方環境事務所に提供する。
- 6) 被災県が機能しない場合は、中部地方環境事務所が当該県の機能を代行する。
- 7) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の災害廃棄物処理の進捗状況を集約し、環境省本省及び中部ブロック内の全県に提供する。

### (4) 仮置場等の用地に関する情報共有

(災害応急対応時に確保した仮置場等だけでは不足が生じる場合)

- 1) 被災市町村は必要に応じて仮置場等に関する情報提供を被災県に依頼する。
- 2) 被災県は仮置場等に使用可能な県有地について、被災市町村に情報提供する。

- 3) 被災県は必要に応じて仮置場等に関する情報提供を中部地方環境事務所に依頼する。
- 4) 中部地方環境事務所は、仮置場等に使用可能な国有地について、速やかに所管省庁の地方支分部局と調整の上、被災県に情報提供する。

## 7.2. 人材、資機材の確保

表 16 災害復旧・復興時に必要な人材

支援主体	災害復旧・復興時に必要な人材	備考
市町村 一部事務組 合	一般廃棄物処理施設運営経験者	
	廃棄物処理業務に精通した人員	
	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
	廃棄物またはし尿収集運搬に係る要員	
	重機運用に係る要員	
	公共事業の発注、施工監理の経験者	
	廃棄物処理施設の発注、施工監理の経験者	
	廃棄物関係の計画策定の経験者	
県	廃棄物処理業務に精通した人員	
	土木及び建築に精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	
	災害等廃棄物処理事業における事務要員	
	公共事業の発注、施工監理の経験者	
	廃棄物関係の計画策定の経験者	
中部地方 環境事務所	災害補助査定業務経験者	
産業廃棄物 協会	廃棄物収集運搬に係る要員	
	重機運用に係る要員	
環境省本省 関連学会	廃棄物処理業務に精通した人員	
	有害物質（（化学物質、石綿等）の取り扱いに精通した人員	
	災害等廃棄物処理事業の経験者	

表 17 災害復旧・復興時に必要な資機材

支援主体	災害応急対応時に必要な資機材	備考
市町村 一部事務 組合	ごみ収集運搬車両（パッカー車、ダンプトラック、ダンプトレーラー、コンテナ自動車）	
	し尿収集運搬車両（バキューム車、ポンプ車）	
	仮設トイレ等（仮設トイレ（和式・洋式）、マンホールトイレ、簡易トイレ）	
	薬剤（一般廃棄物処理場等において使用するもの）	
	燃料（一般廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に使用するもの）	
県	仮設トイレ等（仮設トイレ（和式・洋式）、マンホールトイレ、簡易トイレ）	
産業廃棄物協会	ごみ収集運搬車両（パッカー車、ダンプトラック、ダンプトレーラー、コンテナ自動車）	
	その他車両等（フォークリフト、ブルドーザー、ユニック車、バックホウ、クレーン車、破砕機、タンクローリー車、つかみ機（フォーク）、カッター、ニブラ）	
	薬剤（産業廃棄物処理場等において使用するもの）	
	燃料（産業廃棄物の収集運搬車両及び処理施設に使用するもの）	

(1) 災害応急対応時の人材派遣及び資機材支援の終了・継続

- 1) 被災県及び被災市町村は、災害応急対応時から継続する人材及び資機材の支援（以下、7.2.において「支援」という。）の終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用等や必要な予算の確保、業務発注等による人材、資機材の確保に努める。
- 2) 被災県及び被災市町村は、災害応急対応時の支援を終了できると判断した場合は、支援の終了時期などについて、支援元の自治体等と直接調整し、当該自治体等からの支援を終了する。被災市町村は支援の終了について、被災県に連絡する。被災県は支援の終了について支援県、中部地方環境事務所に連絡する。
- 3) 被災県及び被災市町村は、やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要となる場合には、人材、資機材の交代又は継続について、支援元の自治体等と直接調整し、人材、資機材の交代又は継続の方法等について決定する。
- 4) 被災市町村は、災害応急対応時の支援元からの支援が困難となった場合には、被災県に支援の継続について要請する。
- 5) 被災県は、県内の他の市町村等から支援するよう調整し、県内では困難である場合は、中部地方環境事務所に支援を要請する。また、被災県は、自らの不足する人材についても、中部地方環境事務所に人材派遣を要請する。
- 6) 中部地方環境事務所は、支援について、まず、表 10（表 13）又は表 11（表 14）に示す応援県の主たる応援県順位を踏まえて調整し、応援県の中では困難である場合は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて支援可能な県を探した上で、支援県候補と支援について調整する。
- 7) 中部地方環境事務所は決定した支援について、被災県に連絡する。
- 8) 被災県は、決定した支援について、支援を要請した被災市町村に連絡する。
- 9) 被災市町村は支援元に連絡し、支援の詳細について調整する。人材派遣については、被災県も同様とする。
- 10) 中部地方環境事務所は、人材、資機材の過不足、不均衡等の問題が生じていないか被災県や支援県に確認し、必要に応じて助言を行う。

(2) 災害復旧・復興時に新たに必要となった人材、資機材の支援

- 1) 被災市町村は、災害復旧・復興時に新たな支援が必要となった場合は、業務の効率化、配置転換、新規雇用等や必要な予算の確保、業務発注等により人材、資機材の確保に努めた上で、確保できない場合には、必要な期間を明示した上で、被災県に支援を要請する。
- 2) 被災県は、被災県で新たに必要となった人材を含めて、県内の他の市町村等から支援するよう調整し、県内では困難である場合は、必要な期間を明

示した上で、中部地方環境事務所に支援を要請する。

- 3) 中部地方環境事務所は、支援について、まず、表 10（表 13）又は表 11（表 14）に示す応援県の主たる応援県順位を踏まえて調整し、応援県の中では困難である場合は、必要に応じて環境省本省や他の地方環境事務所と調整の上、中部ブロック外も含めて調整する。
- 4) 中部地方環境事務所は決定した支援について、被災県に連絡する。
- 5) 被災県は決定した支援について、支援を要請した被災市町村に連絡する。
- 6) 被災市町村は支援元に連絡し、支援の詳細について調整する。人材派遣については、被災県も同様とする。
- 7) 被災県及び被災市町村は、支援の早期の終了に向けて、業務の効率化、配置転換、新規雇用等や必要な予算の確保、業務発注等による人材、資機材の確保に努める。
- 8) 被災県及び被災市町村は、支援を終了できると判断した場合は、支援の終了時期などについて、支援元の自治体等と直接調整し、当該自治体等からの支援を終了する。被災市町村は支援の終了について、被災県に連絡する。被災県は支援の終了について支援県、中部地方環境事務所に連絡する。
- 9) 被災県及び被災市町村は、やむを得ず、広域での支援が長期にわたり必要となる場合には、人材、資機材の交代又は継続について、支援元の自治体等と直接調整し、人材、資機材の交代又は継続の方法等について決定する。
- 10) 被災県及び被災市町村は、支援元からの支援が困難となった場合には、1) 又は 2) からの手順を行う。
- 11) 中部地方環境事務所は、人材、資機材の過不足、不均衡等の問題が生じていないか被災県や支援県に確認し、必要に応じて助言を行う。

### 7.3. 既存中間処理施設の活用及び仮設中間処理施設の整備

フロー図 7.3

- 1) 被災市町村は、自区内の既存中間処理施設の管理者と調整し、自区内の既存中間処理施設で可能な限り災害廃棄物等の中間処理を行う。
- 2) 被災市町村は、自区内等で全ての災害廃棄物等を中間処理できない場合は、その災害廃棄物等の種類、想定処理量、中間処理が必要となる時期等を整理し、被災県に必要な中間処理について要請する。
- 3) 被災県は、可能な限り県内の既存中間処理施設で中間処理を行えるよう、県内の市町村等と調整を行うとともに、産業廃棄物協会等の民間団体等と連携すること等により、民間事業者等の既存中間処理施設の管理者と調整を行う。
- 4) 被災県は、県内の既存中間処理施設で全ての災害廃棄物等を中間処理できない場合は、仮設中間処理施設又は広域中間処理の必要性について、必要に応じて中部地方環境事務所と相談の上、検討し、被災市町村に助言する。

被災市町村は、自区内の既存中間処理施設で全ての災害廃棄物等を中間処理できない場合は、広域中間処理の必要性について、必要に応じて中部地方環境事務所と相談の上、検討する。

- 5) 被災市町村は、仮設処理施設が必要と判断する場合には、仮設処理施設の立地場所、種類、規模、事業主体等について検討し、被災県と調整する。
- 6) 被災県は、広域中間処理が必要と判断する場合には、広域中間処理が必要な被災市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、広域中間処理が必要となる時期等を示した上で、中部地方環境事務所に広域中間処理を要請する。
- 7) 中部地方環境事務所は、広域中間処理が必要な被災市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、広域中間処理が必要となる時期等を示した上で、広域中間処理を要請した被災県以外の中部ブロック内の県に広域中間処理受入れの検討を要請する。
- 8) 検討を要請された県は、県内の市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存中間処理施設の管理者と調整し、広域中間処理受入れ可能量や受入れ条件等に関する情報を取りまとめ、中部地方環境事務所に報告する。
- 9) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域中間処理受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域中間処理受入れの準備を要請するとともに、広域中間処理を要請した被災県に広域中間処理受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。
- 10) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに、受入れ施設の管理者は、割り振り案の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等を行う。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域中間処理受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。
- 11) 広域中間処理を要請した被災県及び被災市町村は、説明者の派遣や現地調査の受入れ及び輸送手段の検討など、広域中間処理受入れの準備を行う県等に可能な限り協力する。また、準備を要請された県は、受入れの円滑化のため、輸送手段等についても検討し、受入れ準備を要請した県に協力することが望ましい。
- 12) 中部地方環境事務所は、説明者の派遣や専門家の紹介など、広域中間処理受入れの準備を行う県等に可能な限り協力する。中部地方環境事務所は必要に応じて、環境省本省や D. Waste-Net などに広域中間処理受入れの準備に必要な協力を要請する。
- 13) 準備を要請された県、市町村又は施設の管理者は、広域中間処理受入れの

割り振り案が不可能と判断した場合、それぞれ要請を行った者を通して、速やかに中部地方環境事務所に連絡する。

- 14) 中部地方環境事務所は、13)の連絡を受けた場合は、速やかに広域中間処理受入れの割り振り案を再検討し、新たに割り振られた県に広域中間処理受入れの準備を要請するとともに、広域中間処理を要請した被災県に広域中間処理受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。
- 15) 広域中間処理受入れの準備が整った市町村は、広域中間処理を要請した被災県、被災市町村及び広域中間処理受入れ先の県等に連絡の上、協定の締結等の調整を行い、広域中間処理を速やかに開始する。なお、必要に応じ広域中間処理受入れ先の県は、当該調整に協力する。
- 16) 被災市町村は、毎月一回程度、広域中間処理実績量、予定量などを広域中間処理受入れ先の県、市町村、中間処理施設の管理者及び被災県に報告する。
- 17) 被災県は、毎月一回程度、県内の広域中間処理の実績量、予定量などを被災市町村、受入れ市町村別に集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 18) 中部地方環境事務所は、毎月一回程度、中部ブロック内の広域中間処理の実績量、予定量などを被災市町村、受入れ市町村別に集約し、環境省本省に報告する。
- 19) 被災市町村は、広域中間処理終了の時期について、あらかじめ、広域中間処理受入れ先の県、市町村、中間処理施設の管理者及び被災県に報告する。
- 20) 被災市町村は、広域中間処理終了の時期を変更する必要がある場合は、速やかに広域中間処理受入れ先の県、市町村、中間処理施設の管理者及び被災県に連絡する。
- 21) 被災市町村は、広域中間処理が必要な災害廃棄物等について、広域中間処理受入れ条件に適合するよう必要な選別、監視等を行い、問題が生じた場合は、速やかに、広域中間処理受入れ先の県、市町村、中間処理施設の管理者及び被災県、中部地方環境事務所に報告する。
- 22) 被災県は、県内の広域中間処理が必要な市町村が広域中間処理に必要な業務を行うことが困難な場合は、その業務の実施に協力する。
- 23) 中部地方環境事務所は、広域中間処理の受入れ準備を要請したが広域中間処理が不要となった場合は、その旨、受け入れ準備を要請した県に伝え、当該県は要請をした各主体に伝える。
- 24) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内で全ての災害廃棄物等を中間処理できない場合は、環境省本省及び他の地方環境事務所に広域中間処理受入れの検討を要請し、同様の手順で中部ブロック以外での広域中間処理を行う。
- 25) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、上記以外の各種調整を行う。

表 18 広域中間処理を実施した災害廃棄物等の受入れ事例

災害廃棄物等の種類※ <sup>1</sup>	主な受入れ先※ <sup>1</sup>	受入れ施設※ <sup>1</sup>
可燃系混合廃棄物、可燃物	市町村、一部事務組合	焼却施設（ストーカ式、流動床式）、溶融施設（シャフト式、流動床式、回転式） 一般廃棄物処理施設
	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
		ガス化溶融炉※破砕選別後の可燃性廃棄物 破砕・選別施設
	セメント製造業者	セメント工場
	一般廃棄物処理業者	破砕・選別施設
	第3セクター（廃棄物処理センター）	シャフト炉式+ガス化溶融炉
木くず	廃棄物由来の原燃料受入事業者	
	市町村、一部事務組合	焼却施設（ストーカ式、流動床式）、溶融施設（シャフト式、流動床式、回転式）
	セメント製造業者	セメント工場
	一般廃棄物処理業者	破砕施設
	木質製品製造業者	木材加工工場※（有）県南チップで破砕したものの受入
		木材加工工場
	バイオマス発電事業者	バイオマス発電設備（アップドラフト式ガス化炉ガスエンジン発電）
産業廃棄物処理業者	破砕施設	
廃タイヤ	廃棄物由来の原燃料受入事業者	
	セメント製造業者	セメント工場
	産業廃棄物処理業者	破砕施設

災害廃棄物等の種類※ <sup>1</sup>	主な受入れ先※ <sup>1</sup>	受入れ施設※ <sup>1</sup>
漁網	一般廃棄物処理業者	固形燃料化施設
		破碎・選別施設
	産業廃棄物処理業者	ガス化溶融炉※破碎選別後の可燃性廃棄物
		選別施設
船舶	産業廃棄物処理業者	ロータリーキルン型溶融炉
		破碎・選別施設
爆発、発火性の液体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
爆発、発火性の固体	産業廃棄物処理業者	
有害な液体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
有害な固体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設

※<sup>1</sup> 災害廃棄物等の種類、主な受入れ主体、受入先候補となる処理施設の種類のうち、過去の災害で事例があるものについては、その事例に照らして記載した。

フロー図 7.4

#### 7.4. 再生資材の利活用

- 1) 被災市町村は、発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、再生資材の特性等の情報と公共事業における再生資材の需要に係る情報（事業名、事業実施予定場所、予定工期、要求品質等）について、災害廃棄物処理事業発注部局とその他の公共事業発注部局の間で共有し、自区内で発生した再生資材の最大限の利活用を推進する。
- 2) 被災市町村は、自らの公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合は、自区内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、再生資材の特性等の情報を整理し、被災県に必要な再生資材の利活用について要請する。
- 3) 被災県は、県内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、再生資材の特性等の情報を集約し、自県及び県内の他市町村の公共事業発注部局と調整し、再生資材の利活用の推進を図る。
- 4) 被災県は、県内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合は、県内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、再生資材の特性等の情報を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 5) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内で発生が想定される再生資材の種類、発生量、発生時期、再生資材の特性等の情報を集約し、中部地方整備

局及び中部ブロック内の県を通じて中部ブロック内の自治体に周知するとともに、再生資材の需要にかかる情報提供を要請する。

- 6) 中部ブロック内の市町村は、再生資材発生時期から概ね3年以内（困難な場合はできる範囲内で）に市町村が実施する公共事業等の再生資材の需要にかかる情報（例えば、事業名、事業実施主体の連絡先、事業実施予定場所、予定工期、要求品質、資材の種類、使用量等）を県に報告する。
- 7) 中部ブロック内の県は、再生資材発生時期から概ね3年以内（困難な場合はできる範囲内で）に県及び県内市町村が実施する公共事業等の再生資材の需要に係る情報（例えば、事業名、事業実施主体の連絡先、事業実施予定場所、予定工期、要求品質、資材の種類、使用量等）を集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 8) 中部地方整備局は、再生資材発生時期から概ね3年以内に中部地方整備局が実施する公共事業の需要に係る情報（例えば、事業名、事業実施主体の連絡先、事業実施予定場所、予定工期、要求品質、資材の種類、使用量等）を中部地方環境事務所に提供する。
- 9) 中部地方環境事務所は、再生資材発生時期から概ね3年以内に中部地方整備局及び中部ブロック内の自治体を実施する公共事業の需要に係る情報（例えば、事業名、事業実施主体の連絡先、事業実施予定場所、予定工期、要求品質、資材の種類、使用量等）を被災県に提供する。
- 10) 被災県は、再生資材発生時期から概ね3年以内に中部地方整備局及び中部ブロック内の自治体を実施する公共事業の需要に係る情報（例えば、事業名、事業実施主体の連絡先、事業実施予定場所、予定工期、要求品質、資材の種類、使用量等）を被災市町村に提供する。
- 11) 被災市町村は、提供された情報の中から、利活用可能な再生資材の供給が可能と判断される公共事業を探し、事業実施主体と直接調整して合意できれば、事業実施主体の指示の下、必要な中間処理を行った上で再生資材を供給する。
- 12) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内の公共事業だけでは再生資材が余ることが想定される場合は、環境省本省及び他の地方環境事務所と情報共有し、同様の手順で中部ブロック以外での公共事業における再生資材の利活用を図る。

#### 7.5. 最終処分場の確保

フロー図 7.5

- 1) 被災市町村は、自区内の既存最終処分場の管理者と調整し、自区内の既存最終処分場で可能な限り災害廃棄物等の最終処分を行う。
- 2) 被災市町村は、自区内で全ての災害廃棄物等を最終処分できない場合は、その災害廃棄物等の種類、想定処理量、最終処分が必要となる時期等を被

災県に必要な最終処分について要請する。

- 3) 被災県は、可能な限り県内の既存最終処分場で最終処分を行えるよう、県内の市町村等と調整を行うとともに、産業廃棄物協会等の民間団体等と連携すること等により、民間事業者等の既存最終処分場の管理者と調整を行う。
- 4) 被災県は、県内の既存最終処分場で全ての災害廃棄物等を最終処分できない場合は、広域最終処分が必要な被災市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、広域最終処分が必要となる時期等を示した上で、中部地方環境事務所に広域最終処分を要請する。
- 5) 中部地方環境事務所は、広域最終処分が必要な被災市町村名、災害廃棄物等の種類、想定処理量、広域最終処分が必要となる時期等を示した上で、広域最終処分を要請した被災県以外の中部ブロック内の県に広域最終処分受入れの検討を要請する。
- 6) 検討を要請された県は、県内の市町村及び産業廃棄物協会等の民間団体等と協力して、県内の既存最終処分場の管理者と調整し、広域最終処分受入れ可能量や受入れ条件等に関する情報を取りまとめ、中部地方環境事務所に報告する。
- 7) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内における広域最終処分受入れの割り振り案を作成し、割り振られた県に広域最終処分受入れの準備を要請するとともに、広域最終処分を要請した被災県に広域最終処分受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。
- 8) 準備を要請された県は、割り振り案を受入れ施設の管理者に伝えるとともに、受入れ施設の管理者は、割り振り案の連絡を受け取り次第、被災市町村及び立地市町村との調整を始め必要な調整、手配等を行う。なお、必要に応じて受入れ側の県及び立地市町村等は、広域最終処分受入れの調整を行う。この際、立地市町村は、受入れに係る住民との調整において、中心的な役割を担う。
- 9) 広域最終処分を要請した被災県及び被災市町村は、説明者の派遣や現地調査の受入れ及び輸送手段の検討など、広域最終処分受入れの準備を行う県等に可能な限り協力する。また、準備を要請された県は、受入れの円滑化のため、輸送手段等についても検討し、受入れ準備を要請した県に協力することが望ましい。
- 10) 中部地方環境事務所は、説明者の派遣や専門家の紹介など、広域最終処分の準備を行う県等に可能な限り協力する。中部地方環境事務所は必要に応じて、環境省本省や D. Waste-Net などに広域中間処理受入れの準備に必要な協力を要請する。
- 11) 準備を要請された県、市町村又は施設の管理者は、広域最終処分受入れの

割り振り案が不可能と判断した場合、それぞれ要請を行った者を通して、速やかに中部地方環境事務所に連絡する。

- 12) 中部地方環境事務所は、11)の連絡を受けた場合は、速やかに広域最終処分受入れの割り振り案を再検討し、新たに割り振られた県に広域最終処分受入れの準備を要請するとともに、広域最終処分を要請した被災県に広域最終処分受入れの準備を要請した県の連絡先等を伝える。
- 13) 広域最終処分受入れの準備が整った市町村は、広域最終処分を要請した被災県、被災市町村及び広域最終処分受入れ先の県等に連絡の上、協定の締結等の調整を行い、広域最終処分を速やかに開始する。なお、必要に応じ広域最終処分受入れ先の県は、当該調整に協力する。被災市町村は、毎月一回程度、広域最終処分実績量、予定量などを広域最終処分受入れ先の県、市町村、最終処分場の管理者及び被災県に報告する。
- 14) 被災県は、毎月一回程度、県内の広域最終処分の実績量、予定量などを被災市町村、受入れ市町村別に集約し、中部地方環境事務所に報告する。
- 15) 中部地方環境事務所は、毎月一回程度、中部ブロック内の広域最終処分の実績量、予定量などを被災市町村、受入れ市町村別に集約し、環境省本省に報告する。
- 16) 被災市町村は、広域最終処分終了の時期について、あらかじめ、広域最終処分受入れ先の県、市町村、最終処分場の管理者及び被災県に報告する。
- 17) 被災市町村は、広域最終処分終了の時期を変更する必要がある場合は、速やかに広域最終処分受入れ先の県、市町村、最終処分場の管理者及び被災県に連絡する。
- 18) 被災市町村は、広域最終処分が必要な災害廃棄物等について、広域最終処分受入れ条件に適合するよう必要な選別、監視等を行い、問題が生じた場合は、速やかに、広域最終処分受入れ先の県、市町村、最終処分場の管理者及び被災県、中部地方環境事務所に報告する。
- 19) 被災県は、県内の広域最終処分が必要な市町村が広域最終処分に必要な業務を行うことが困難な場合は、その業務の実施に協力する。
- 20) 中部地方環境事務所は、広域最終処分の受入れ準備を要請したが広域最終処分が不要となった場合は、その旨、受け入れ準備を要請した県に伝え、当該県は要請をした各主体に伝える。
- 21) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内で全ての災害廃棄物等を最終処分できない場合は、環境省本省及び他の地方環境事務所に広域最終処分受入れの検討を要請し、同様の手順で中部ブロック以外での広域最終処分を行う。
- 22) 中部地方環境事務所は、必要に応じて、上記以外の各種調整を行う。

表 19 広域最終処分を実施した災害廃棄物等の受入れ事例

災害廃棄物等の種類※ <sup>1</sup>	主な受入れ先※ <sup>1</sup>	受入れ施設※ <sup>1</sup>
焼却灰	市町村、一部事務組合	最終処分場
	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
	第3セクター（廃棄物処理センター）	管理型処分場
不燃物等（ふるい下くず等）	市町村、一部事務組合	最終処分場
	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	第3セクター	管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
	第3セクター（廃棄物処理センター）	管理型処分場
石膏ボード	市町村、一部事務組合	一般廃棄物処理施設
	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
	第3セクター（廃棄物処理センター）	管理型処分場
漁網	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	市町村、一部事務組合	最終処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
船舶	産業廃棄物処理業者	管理型処分場
	一般廃棄物処理業者	管理型処分場
蛍光管	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
爆発、発火性の液体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
爆発、発火性の固体	産業廃棄物処理業者	
有害な液体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設
有害な固体	産業廃棄物処理業者	産業廃棄物処理施設

※1 災害廃棄物等の種類、主な受入れ主体、受入先候補となる処理施設の種類のうち、過去の災害で事例があるものについては、その事例に照らして記載した。

7.6. 県が事務委託を受けた場合又は事務を代替した場合の読替規程

- 1) 被災県が、地方自治法第252条の14第1項の規定により、被災市町村から

災害廃棄物処理に係る事務の委託を受け、その事務を代行する場合、又は同法第 252 条の 16 の 2 第 1 項の規定により、被災市町村からの求めに応じて、災害廃棄物の処理に係る事務を代替執行する場合は、本章における代行又は代替する事務に係る項目において、当該「市町村」を当該「県」と読み替える。なお、事務の委託をした市町村又は事務の代替執行の相手方となる市町村は、事務の委託を受けた県又は事務を代替執行した県と協力し、臨機応変に最善を尽くすこととする。

#### 8. 対応完了後の広域連携の手順

- 1) 8. では、概ね、災害廃棄物の中間処理、最終処分が完了した後に必要となる広域連携の手順を記載する。

#### 8.0. 連携体制の構築

- 1) 中部地方環境事務所は、災害の経験を踏まえて、協議会の設置要領を再点検し、改訂の必要があれば改訂案を作成し、協議会構成員及び改訂に伴い新たに構成員となる予定の主体と調整の上、新たな設置要領を決定する。
- 2) 中部地方環境事務所が事務局となり、協議会を定期的に開催する。
- 3) 中部地方整備局は、中部圏戦略会議等の中部圏の防災体制を変更する場合は、中部地方環境事務所に連絡し、必要な調整を図る。
- 4) 中部地方環境事務所は中部地方整備局と調整し協議会と中部圏戦略会議（又は新たな中部圏の防災体制）との連携を図る。
- 5) 中部地方環境事務所は環境省本省、他の地方環境事務所と調整し、他ブロックとの連携体制を検討する。
- 6) 県は協議会に参加していない市町村に対して協議会で得られた情報を提供するなど、連携を図る。

#### 8.1. 情報共有

- 1) 中部地方環境事務所は、中部ブロック内での災害廃棄物対策に関する文書の収集、ヒアリング等を行い、中部ブロックでの災害廃棄物対策に関する報告書を作成し、協議会構成員と共有するとともに、可能な範囲で公表する。
- 2) 被災自治体、支援自治体、災害廃棄物対策に協力した産業廃棄物協会等は、中部地方環境事務所からの情報提供依頼やヒアリング等に積極的に協力し、報告書作成に必要な情報を提供する。

## 8.2. 人材の育成

### (1) 訓練の見直し

- 1) 中部地方環境事務所は、被災自治体、支援自治体に対して、発災前に実施していた訓練について見直すべき点がないか意見を求める。
- 2) 被災自治体、支援自治体は、災害廃棄物対策に関する経験を踏まえて、積極的に意見を提出する。
- 3) 中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する経験及び被災自治体、支援自治体の意見を踏まえて、訓練の実施方法、実施内容について再点検し、必要に応じて訓練を見直す。

### (2) セミナーの開催

- 1) 中部地方環境事務所は、災害廃棄物対策に関する経験を踏まえたセミナーを開催する。
- 2) 被災自治体、支援自治体、災害廃棄物対策に協力した産業廃棄物協会等は、中部地方環境事務所から要請があった場合、講師や事例紹介者の立場として協力する。
- 3) 被災市町村及び被災県は、災害時の対応や災害廃棄物処理事業を進める際の教訓や課題等を研修会、セミナー、協議会等の場で参加者に情報提供する。
- 4) 幹事支援県及び支援県は、発災時の広域連携における教訓や課題等を研修会、セミナー、協議会等の場で参加者に情報提供する。
- 5) 各県産業廃棄物協会は、発災時に関与した業務内容や立場、役割、災害時対応における教訓等を研修会、セミナー、協議会等の場で参加者に情報提供する。

## 8.3. 再生資材の利活用

- 1) 対応完了後も再生資材が余っている場合は、災害復旧・復興時と同様の手順で再生材の利活用を図る。

## 付則 計画の改定

- 1) 協議会の構成員は、今後の協議会における議論、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて、本計画の見直しが必要と考えた場合は、見直すべき点等について、中部地方環境事務所に提案する。
- 2) 中部地方環境事務所は、提案を踏まえて、改訂案を作成し、協議会において提示する。
- 3) 協議会構成員は、改訂案について積極的に意見交換し、計画の改訂を協議会において決定する。
- 4) 中部地方環境事務所は、定期的な見直しの頻度は、自治体の災害廃棄物処理計画の見直しの頻度も考慮した上で、今後、検討する。

## 附録 1 今後の課題

1) 本計画について協議会で検討する過程で、構成員より以下の課題が挙げられた。今後、これらの課題を含め、協議会における議論を進め、協議会における議論、本計画に基づく訓練の結果、他の地域ブロック協議会における行動計画などを踏まえて本計画を随時見直す。

- ・ 9県1市広域災害時等応援連絡協議会等における協定との関係性の検討
- ・ 計画の担保措置の検討
- ・ 他ブロックと連携した支援体制の速やかな構築
- ・ 幹事支援県が支援県間を調整することの妥当性
- ・ し尿など緊急性の高い災害廃棄物を被災県外で処理する際に幹事緊急処理県が緊急処理県間を調整することの妥当性
- ・ 中部圏戦略会議における道路啓開についての検討状況、道路上、河川内等の廃棄物処理の検討状況の情報共有
- ・ 広域連携に係る手順フローへの時間経過に係る情報の追記
- ・ 緊急性の高い災害廃棄物以外の6.3への記載
- ・ 過去の事例等を踏まえた、災害廃棄物を広域処理する際の協定締結の枠組みの調査・整理
- ・ 災害時の適切な連絡手段についての調査検討
- ・ 沿岸の燃料タンクについての調査検討
- ・ 発災後における海洋投入処分についての検討
- ・ 緊急性の高い災害廃棄物等の種類、受入候補となる処理施設の種類等の情報の充実
- ・ 広域連携に係る手順フローへの災害対策本部等との連携事項の追記
- ・ 被災県、支援県の位置関係を考慮した上での隣接ブロックも交えた連携体制構築に係る検討
- ・ ブロックを越えた災害発生時における他ブロックとの連携の具体化
- ・ 庁内他部局で想定されている連携体制との関係性の整理
- ・ 当該計画に記載されていない他省庁、他民間団体との連携についての記載内容
- ・ 各民間企業の災害廃棄物の処理計画と本計画の関係についての検討
- ・ 災害時に発生した企業内における災害廃棄物の取扱についての検討
- ・ 全国都市清掃会議や独自の経路で協力支援を行う案件についての本計画手順における配慮方法の検討

## 附録2 用語集

- ・ 協議会  
大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会
- ・ 中部ブロック  
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の範囲をいう
- ・ 大規模災害  
県域を越えた連携が必要と想定される災害
- ・ 広域連携  
県域を越えた連携
- ・ 応援県  
「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表1）」で定められた、主たる応援県順位1位から3位の県、及び、「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）（別表2）」で定められた、主たる応援県順位1位から2位の県
- ・ 主たる応援県  
「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）」第2条第3項に基づき決定する県
- ・ 幹事支援県  
被災県、支援県、中部地方環境事務所と調整し、支援を主導する県
- ・ 支援県  
幹事支援県以外で被災県を支援する県
- ・ 支援県候補  
支援県の候補となる県
- ・ 緊急処理  
県域を越えた緊急的な処理

- ・ 幹事緊急処理県  
被災県、緊急処理県、中部地方環境事務所、他県等との調整役や窓口機能を担うなど、緊急処理を主導する県
  
- ・ 緊急処理県  
幹事緊急処理県以外で被災県からの緊急処理要請対応を実施する県
  
- ・ 緊急処理県候補  
緊急処理県が不足した際の緊急処理県の候補となり得る県
  
- ・ 災害時等の応援に関する協定  
富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（中部圏知事会議の構成メンバー、いわゆる9県1市）が災害対策基本法第2条第1号に定める災害発生又は発生するおそれがある場合等において、被災縣市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたもの
  
- ・ 中部9県1市協議会  
災害時等の応援に関する協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するために設置したもの